

スマイルワン会則

(基本理念)

若さや健康は“健口”から…をテーマに掲げ、歯科衛生士が中心となり本会を結成しました。

超高齢社会となり、口腔機能低下等による低栄養・誤嚥性肺炎・窒息などの増加が懸念されています。

また、誤嚥性肺炎のみならず糖尿病・心疾患・脳血管疾患等の原因のひとつが、歯や入れ歯に付着する菌垢や舌苔の中にいる菌であると立証されています。

私たちは上記のような状態や疾病を予防し、要介護状態に陥らないよう元気な時にこそ、なぜ“口の健康”が“全身の健康”につながるのかを知ってほしいと考えております。

乳幼児においても、口呼吸や歯並びの問題が生じる原因が口腔機能の発達と関係があり、対応が必要です。

このようにすべての年代に応じた口腔機能と自分の歯が1本も無くても口腔ケアは重要であることを皆様にお伝えし、いつまでも元気で自分らしく生活していただくために、口腔の専門職としてお手伝いしたいと願っております。

ご要望に応じ、食べる・飲み込む・呼吸するといった口腔機能を向上させる筋力アップ体操や効果的な口腔ケアの方法を「お口の健康出前講座」として地域の皆様の所へ出向き、普及・啓発してまいります。

(名 称)

第1条 本会は、スマイルワンと称する。

(目的及び組織)

第2条 本会は、“健口”から健康づくりをテーマに、広く地域住民の健康を支援することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 口腔機能向上のための教室及び講話を行うこと。
- (2) 口腔の健康づくりのための口腔ケアと口腔体操の実習等を交えた歯科保健指導を行うこと。
- (3) 介護者・介護職等に向けての口腔保健に関する啓蒙活動を行うこと。

- (4) 地域住民の健康づくりに関する活動に参加すること。
- (5) 会員の資質向上のための研修会の企画・運営を行うこと。
- (6) 研修会に参加し、自己研鑽につとめること。

(会 員)

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 杉並区の口腔機能向上教室講師経験者
- (2) (1)と同等の知識と技術を持つ者
- (3) その他、役員会で承認された者

(入会金及び会費)

第5条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。

代表 1名、 副代表 2名、 会計 2名、 監査 1名

(役員を選出)

第7条 代表・副代表・会計・監査は、総会において選出する。

- 2 代表及び副代表は、会員の互選とする。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員任務)

第9条 代表は、本会を代表して会務を掌る。

- 2 副代表は代表を補佐し、代表事故あるときは職務を代理する。
- 3 会計は、本会の会計を担う。
- 4 監査は、本会の監査を担う。

(顧問及び参与)

第10条 本会に、顧問及び参与をおくことができる。

- 2 顧問及び参与は、代表が会員にはかりこれを推薦する。

(経費等)

第11条 本会の経費は、会費・助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第13条 この会則の施行にあたり必要な事項は代表が会員にはかり別に定める。

2 会則を変更する場合は、総会で決定する。

附 則

本会則は、平成26年11月1日より施行する。